

## 「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成24年9月12日(水)午後1時30分から午後3時30分  
まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

### 参加者等

司会者 安 東 章(千葉地方裁判所刑事第4部判事)

裁判官 高 橋 純 子(千葉地方裁判所刑事第4部判事)

検察官 望 月 栄里子(千葉地方検察庁検事)

検察官 安 田 真 也(千葉地方検察庁検事)

弁護士 虫 本 良 和(千葉県弁護士会所属)

弁護士 中 井 淳 一(千葉県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 (以下「4番」と略記)

(裁判員経験者5番 欠席)

裁判員経験者6番 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 (以下「7番」と略記)

裁判員経験者8番 (以下「8番」と略記)

### 議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 私，今回司会を務めさせていただきます安東と申します。よろしく願いいたします。現在，刑事第4部で裁判長を務めていまして，おとしの4月から裁判長をしておりまして，裁判員裁判の件数でいうと50件弱ぐらい，今までやってきております。

千葉地裁では，ほかの地裁もそうですが，皆さんの意見あるいは御感想をお聞きするためということで，この裁判員経験者の意見交換会というのを定期的にやっておりまして，今，月1回ぐらいの頻度でやっております。そちらで御意見を伺って，今後の参考にできればと思っております。

今回は事件で少し選ばせていただきまして，殺人事件，殺人未遂事件あるいは傷害致死事件といった事件を担当された裁判員の方々に，この会に来られてもいいかとお声掛けをして，今回の7人の方に来ていただいたということでございます。よろしく願いいたします。

意見交換の時間は2時間ほど枠として取っております。途中で1回休憩を入れたいと思っております。

では，続いて，同席させていただいております裁判官，検察官，弁護士さんの方からちょっと簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

【裁判官高橋】 千葉地裁で裁判員裁判の方を担当しております高橋と申します。よろしく願いいたします。

千葉地裁には今年の4月から参りまして，これまでには33人の被告人の裁判員裁判を担当してきております。その中で今回の殺人事件とか傷害致死といったような事件に関するものについては，12人の被告人の裁判員裁判を担当しております。今回のような殺人とか傷害致死といった事件は人の生命に関わるような事件ですので，裁判員になられた方の負担も相当重いものがあるかと常々考えております。そのような中で，裁判員の皆さんが事件に真剣に向き合って議論をしていただいているなというのを毎回感じていると

ころです。

審理，評議を通じて，さまざまな方の御意見を伺っているところではありますけれども，判決を終えた後に裁判員となられた方がどのような思いを抱いていらっしゃるのかという点については，これまで聞く機会がなかったところでもありますので，今回は皆様の貴重な御意見を伺って，今後の仕事に生かしていければなと思っております。よろしくお願いいたします。

【検察官望月】 検事をしております望月と申します。私はこの4月にこちら千葉地検に参りまして，5か月ちょっとの間に10件ほど裁判員裁判の立会いをしております。

立証責任を負うという立場，法廷で一番しゃべる機会が多い立場なんですけれども，そういう中でなかなか，裁判員の皆さんにとって分かりやすい，真実が伝わる立証って何なんだろうということで日々悩ましい思いをしております。率直な御意見をいただければと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

【検察官安田】 私も千葉地検で望月の下で検察官としてやっております安田と申します。千葉地検に転勤になりましたのは今年の4月からでして，それからごくわずか数件程度の裁判員裁判の立会いをさせていただいております。

経験がそれほどないのですけれども，あまり人前でしゃべるというのを想定せずに検事という仕事を始めまして，それが突然，いろいろ分かりやすい説明ですとか立証をしていくということで，日々どうしたらいいのかなという悩みの中で働いておりまして，裁判員を経験された方々から率直に，分かりやすさという点については是非忌憚なき御意見をいただけたらなと思っております。よろしくお願いいたします。

【弁護士虫本】 弁護士の虫本と言います。よろしくお願いいたします。

私，弁護士になってこの9月で5年目，まだ4年ぐらいしか経験がない若

手と呼ばれる部類の弁護士ですけど、そもそも裁判員裁判自体がまだ始まって3年ちょっとということなので、むしろ私が弁護士になったときには既に裁判員裁判が当たり前のようになっていたということなので、刑事裁判は市民の皆さんの理解、共感を得られないとできないんだということは常々意識しながらやっているつもりですけれども、まだやっぱり弁護人の主張がきちっと御理解、共感をいただいているかというのは普段手探りでやっているところなので、実際に事案を担当された裁判員経験者の方の御意見を直接お伺いできる機会と聞いて、非常に今日は楽しみにやってきました。

裁判員に選ばれるのもかなりの低い確率になったと思いますけれども、また更にこの座談会にも選ばれた皆さんということで、かなり高倍率の中を選ばれていらっしゃる皆さんだと思いますので、今日は是非率直なお話を聞きたいと思いますし、こちらからも弁護士ならではの苦労話とかを是非させていただきたいと思っています。短い時間ですけれども、どうぞよろしくお願い致します。

【弁護士中井】 同じく弁護士の中井と申します。よろしくお願い致します。

私もまだ弁護士になって4年目ということで、経験は浅いんですけれども、千葉県弁護士会の方では裁判員裁判というのを皆さんに分かりやすく理解してもらうために、委員会という集まりで研修なんかを企画してしまして、私もその企画なんかに参加させてもらっています。そのときに、どうしたら裁判員の方に分かりやすく伝えられるかというのが、こちらでは弁護士としていろいろ考えてやっているつもりなんですけれども、実際にどこまで伝わっているのか分からない部分も正直ありますので、今日是非いろいろお話を聞かせていただいて、今後のそういう弁護士会での活動なんかに生かしていきたいと思っています。よろしくお願い致します。

【司会者】 ありがとうございます。

今、皆様のお手元に紙が置いてあると思いますので、御覧いただくと、1

枚目に書いてあるのは進行予定とありまして、今、自己紹介、1番の途中と  
いうことです。これから裁判員の方々にごく簡単に一人ずつお願いしたいと  
思います。

2枚目を見ていただきますと、今回参加いただいた方が、御担当いただい  
た事件ですね。1番の方ですと殺人事件で、事実は争いがなくて量刑だった。  
そういったことを書いていますので、これも御覧いただきながら、それぞれ  
の方のお話を聞いていただければと思います。

あらかじめ話題事項等も送らせていただきましたけれども、そのうちの最  
初の段階ということで、裁判員の方々には自己紹介の代わりと言っては何で  
すけれども、どんな事件の裁判員裁判をやられたかということと、簡潔で結  
構ですけど、全体的に何か感想等あったらおっしゃってください。また一個  
一個の話については追って詳しく伺っていきたいと思いますけれども、一通  
り順番に自己紹介をお願いできればと思います。

1番の方からよろしいですか。お願いいたします。

【1番】 自己紹介ということからいきますと、私は現在、年金生活です。  
年齢的にはちょうど古希と喜寿の間ということで分かっていただけたと思  
います。経歴としては、職務は何回か経験しましたが、サラリーマンの経験  
しかありません。

今回担当したのは、昨年6月に酒の上で相手を殺したという事件だった  
んですが、事実関係に争いがなかったもので、量刑だけということだったん  
ですが、初めての裁判に関わる経験で、どういう人が何を根拠にして、どう  
してこういう判断をしたんだろうかということ学んだ点では非常に意義があ  
ったと思います。

この意見交換会も何回かあって、今日は多分3回目か4回目で当たったん  
だと思います。これからも機会があればああいう席に出て、一体どういう方  
が何を根拠にしてどういう判断をしたのかという考え方を学ぶのはいいこと

だと思えます。今後も機会があれば出たいと思っています。といったところ  
です。

【司会者】 ありがとうございます。

2番の方、お願いします。

【2番】 私は、ここに書いてございますように殺人未遂等の事件でござ  
います。これは特に組のいわゆる組長と若頭というような形での二人の争い  
でございます。いわゆる組長の方が若頭に対してピストルを撃ったという事  
件でございます。ただ、これは経過の中では約10か月ぐらいたっておりま  
したので、その間に、同じ組でございますので、病院等の中で示談が成立し  
ておるといような事件でございます。

ですから、いわゆる殺意があったか、なかったかといような形のもの、  
それから、特にけん銃の発射罪の成否ということで、これは道路上で行われ  
たということなので、いわゆる一般の方にどのくらい迷惑を掛けているか  
という形の、争点がそういうものに絞られたような感じがします。

殺人未遂というのは事実でございますけれども、特に一般の方に道路上で  
そういうようなものを発射したということで、特に発射的には4発撃って  
おります。ですから、そういうような形で、特に一般の方の被害といのはな  
かったので幸いだったといような形でございました。

最終的に、先ほど申しましたように示談も済んでおるといような形の中  
で、特に、もう300日ぐらいい拘留されておったといような形の中での事  
件でございました。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、次に3番の方、お願いできますか。

【3番】 私はずっとサラリーマンを1番の方と同じようにやっていたん  
ですけれども、定年を迎えて退職後、この裁判員という形のチャンスが回っ  
てきまして、参加させていただいたんですけれども、私自身はサラリーマン

生活の中で技術部門とか品質管理とか，そういった仕事をやってきて，全くこういったことに対しては知恵も知識もなかったんですけれども，担当した事件というのは殺人未遂，しかも年齢としては60歳の方が果物ナイフで刺したという事件でした。

加害者が私とかなり年齢が近かったものですから，そういった意味では加害者の身になるというのはおかしいですけれどもね，その後の生活というところにすごく逆に心配が行きましてね，いずれにしる量刑だけの判断でした。自供もしております，あと量刑がどのくらいかというところの判断だったんですけれども，なかなか悩ましいのを実感したかなというふうに思っています。

しかしながら，非常に人生の中でいい経験をさせていただいたというふうに思っております。

【司会者】      ありがとうございました。

それでは，続きまして4番の方，お願いします。

【4番】      こんにちは。私，4番でございます，担当は殺人事件でした。ここに書いてありますとおり，殺意の有無，これについてほとんど毎日会議でいろいろ苦労しました。

だけど，ほんとにいい経験をさせていただいたので，裁判長のお話もすごくよく分かりやすく，非常に一つ一つかみ砕いてお話しされたので，私も最初，裁判員裁判って，私は今，年は78です。裁判員裁判というのは私は知りませんでした。ところが，紙1枚で出頭命令，何だこれという形でびっくりしたんですけれども，まあ，来た以上やるべきだろうということで，みんなも頑張れということで，参りました。

で，大変いい経験をさせていただいた中で，殺人事件という非常に難しい，ある土木関係者の方が同じ同僚の部屋でちょっといろんなことでトラブルって，ハンマーで頭をたたいたということは，ほとんどもうぐちゃぐちゃになっち

やうんですね。それで、私どもと同じ御婦人の方も一人いらしたんですが、あの方もやっぱり写真、現実の写真がずっと回ってきますので、多分びっくりされたんだと思うんですけど、私の場合は前にアトミーに行っていて、解剖学もちょっとやっていたものですから、そういうのは平気で見れたんですけども、あまりにもひどいものでした。

だけど、人を裁くということ自体が非常に難しいというのはよく分かりましたし、一緒にやられた皆さん方の意見と裁判官の皆さんの説明が非常に良かったので、よく一つ一つかみしめて、うまくできるようになりました。それで無事終了したというわけでございます。

私ちょっと新聞を持ってきたんですけども、前に裁判員裁判のことについてちょっと書いてあった新聞なんですけど、これからどんどんこれが発展していくのかどうか、私も分かりませんが、ただ、8500人の中の一人ですよと書いてあります、新聞に。宝くじ当たらないねと思ったんですけども、本当にこれはね、もし当たった場合にはやっぱり一度出てみるといいと私は思いますね。その旨は大いに言っていると思います。大変いい経験をさせていただきました。それだけは感謝いたしております。それで、皆さんとこういう仕事をしていらっしゃるというのがよく分かりましたので、大変です。よく分かりました。そういうことです。

【司会者】 ありがとうございます。

では、次、6番の方、お願いいたします。

【6番】 こんにちは。私は生まれは九州ですが、たまたま仕事の関係で成田の方に住んでいるんですけども、今回、裁判員に当たりましたけれども、非常にいい経験をさせていただいたと思います。

私が担当いたしましたのは傷害致死の事件だったんですけども、言うならば親子げんか、父親と長男さんの親子げんかから端を発しまして、結局エキサイトして父親を倒して、背中から羽交い締めにして、頸椎圧迫して、結



果的には死に至ったということですが、この長男さんは知的レベルに問題を持っていて、その辺のことをどの程度量刑として判断するのかというのは、非常に我々としては難しくて参りました。

結果的には4年の実刑で刑が決まりましたけれども、その段階まで、今おっしゃいました皆さんが発言されましたように、全くの知識、経験もない我々が、殺人を犯した人のこれからの将来を決める、我々がそれでいいのかと。経験ない者がそういう判断をしていいのかということで、非常に裁判が終わった後もその辺は悩みました。

まあ、本当にいい経験をさせていただきまして、是非裁判員制度に選抜された人は積極的に参加されることを希望いたします。以上です。

【司会者】 では、次に7番の方、お願いできますか。

【7番】 私も去年サラリーマンをリタイアしましたので、時間的には十分ゆとりがあったということで、裁判員制度というものを知るという意味でも、裁判のあり方を知るという意味でも積極的に参加させていただいたということでございます。

事件自体は傷害致死ということで、先ほどの方と同じように、やっぱり知人同士のお酒を飲んだところから端を発しているということで、加害者の方が警察、救急車にも電話しているということで、有罪とか無罪とか、それはもうはっきりして、あとは情状酌量の余地があるか、ないかという量刑の問題だけだったということなので、比較的精神的には多少楽な裁判であったのかなという判断をしております。

それと、裁判の期日も4日間で、木金、それから土日を挟んで月火ということで、ゆとりもありましたし、裁判中も比較的随所随所に休憩を取っていただいて、ゆとりがありましたので、体、肉体的には全然どうってことなかったと思っております。

それともう一つ、加害者も被害者も年金受給者という形で、非常に狭い世

界，あまり明かりの見えない世界に住んでおられる方で，親族もあまりおられない，交遊関係も狭いということで，裁判自体が証人もおられなかった，供述調書，調書で全てが終わったということで，その辺の話になりますとなかなか，検察の方も弁護の方も慣れ切っているから，非常に読み方が速くて，我々の方は一言も聞き漏らしちゃいかんと緊張もしているんですけども，随所にメモを取っているともう次に行かれていますということで，もう少しこちらもゆとりを持ってできれば，もっともっというんな判断ができたのかなという，自分なりの反省もございます。

それでも，本当に裁判がこういう形でやっておられるんだと，皆さんの御苦労が非常に分かって，裁判官にならなくてよかったなというのが率直な感想でございます。

【司会者】 裁判官も，いいところと悪いところがありますかね（笑）。

それでは，続いて8番の方，お願いいたします。

【8番】 私もですが，先ほど来からお話出ておりますように，数年前に現役を引きまして，法律の方は全くの門外漢で，裁判員制度も率直なところあまり関心もなかったんですけれども，今般どういう訳か，あれよあれよといううちに当たってしまいまして，私の担当させていただいた事件は傷害致死で，夫婦で，主人に当たる人が結局奥さんを酒の上でいざこざがあって死に至らしめてしまったということで，自分より弱い立場の人を無抵抗の状態になっても暴力を振るって死に至らしめてしまったという，今の学校の中でのことにもあるいは共通していることがあるなと思いました。

裁判の後，裁判のときは率直なところ，あまり実感としてぴんと来なかったんですけれども，いろいろ量刑の判断と，それから私の担当は事実関係が争点ではなかったんですけれども，被告が一貫して結局無罪を主張しておるといような場合，あるいは被告が複数集団の場合，それぞれ被告がどのように事件に関与しておったか，その証明といえますか，あるいは被害者が複数

だとか、そういう複雑といいますか、多岐にわたる事件の場合に、全く門外漢の発言かもしれませんが、こういう連続的な評議でよいのかなという率直な疑問がちょっと浮かびましたね。今日できれば参加してお話をお聞きしたいと思いました。

私の場合は月曜日の午後から始まりまして、木曜日の夕方結審ということだったんですけれども、先ほど7番の方にもありましたけれども、いきなり本を開けたらもう本論に入ってしまったということで、入り方もあったんですけれども、そののところが、時間の関係もありますけれども、ちょっとお話しして、またお聞きしたいと思っております。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは一通り、担当された事件の内容ですとか感想を伺いましたので、あと事前にお配りさせていただいた今日の紙に進行予定が書いています、その順番で少し話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

最初に、進行予定の2というところに「犯罪を行った際の状況や被害の状況について」とあります。その中で、まずこんな点でというちょっとお聞きしたいところがあるんですけれども、一つは、先ほどお話、7番の方でしたかね、ざっとすごいスピードで読み方が速くて最初やや戸惑うところがあったようなお話もありましたけれども、裁判員裁判で普通どういう感じでやっていますかといいますと、争点が量刑だけの場合もありますし、争点がある場合もそうですけれども、争いがない事実、例えばどういう場所でやりましたかとか、どういう時間でしたかとか、そういうのについての証拠は最初に書面だったり、あるいは写真だったり、そういうので出ていきまして、それを最初見ていただいた後に、争点があれば、その証人の人が出てくることとなりますし、争点がそんなになくても被告人の話を書くという感じで、そこから話に入っていきます。

その前に、少し外形的な事実ですとか争いのないことについて、書面とか

写真とか図とか，そういうものでざっと説明があって，少し全体的に外形をつかんでいただいて，それから争点に入る，そんな感じの進み方をしていたんじゃないかと思います。

それぞれの言い分を聞いた後に，そういう書面とか写真の証拠が読まれたときに，あるいは紹介されたとき，検察官が中心になると思いますが，その証拠調べについてどうでしたかねというのをちょっとお聞きできればと思います。それを覚えておられる方で，例えば分かりにくかったとか，先ほどちょっと速いというお話もありましたが，また言っていただいても結構ですし，長過ぎたとか，短過ぎてちょっとつかみにくかったとか，何かそういった辺りの御感想があれば，お願いしたいなと思います。

それから，あわせて御遺体の事件があったり，先ほど解剖の関係で大丈夫だったというお話もありましたけれども，死体とか御遺体とかけがの写真を見て，ちょっときつかったなとか，あるいは終わった後もちょっと残っていますとかいう方がおられれば，その話もちょっとお伺いできればと思います。

最初の写真と場所，書面の証拠についてちょっと御感想をいただければと思うんですけど，いかがでしょう。1番さんから，それともどなたかある方がいたら，どなたからでも結構ですけど。

【1番】 私は特に写真や何かを見て驚いたとか何とかということはないんですが，包丁で七，八回以上刺されているんですね，酒の上のけんかで。刺さった後の上半身の写真を見て，確かに刺し傷はあったんですが，ただ私は，ああ，こんなもんかなと思って眺めただけでした。

それと，刺したという包丁が，実物があったんですが，法廷に出ているときにはからからにされていて，多分刺したときはきらきら光っていたんでしょうけれども，だから，そういうものを見てどうこうということは私の場合には特になかったですね。ああ，こんなもんかなという程度でした。

【司会者】 その後，被告人質問があったと思うんですけど，それを聞く

上での前提知識みたいのは大体それで分かったという感じで伺ってよろしいですか。

【1番】 ええ。

【司会者】 どなたかあったらおっしゃってください。それがなければ、とりあえず順番に、2番の方いかがでしょう。

【2番】 先ほど申しましたように、組の関係、いわゆるやくざ同士のそれで、ピストルを使った事件ということで、ここに出ていますように、私どももけん銃も持たさせていただきました、弾も見させていただきました。

ただ、争点としては、先ほど言ったように、殺意があったか、ないか、これが撃った方がいわゆる組長さんですか、組長さんの方が自分の手下を怖がっちゃいましてね、文句を言われたから、親分何やってんだというふうに悪態をつかれたので、自分はピストルを持ち出して撃ったということなんですね。ですから、そのときもう当然退院しておりまして、実際の法廷にも出ていただいていたけど、下の者の方が踏ん返り返って、親分の方は逆に言うて困ったというような感じでございました。

ただ、そういうような中で、先ほど言いましたように、ピストルの弾が、当初撃ったのが1発だけ車のトランクの中に入っていた。それだけは見つかったんだけど、あとの3発はどこ撃ったか分からない。そうすると、その弾を結局は調べられなかったわけですね。海岸の、それこそ通行があってもおかしくないような所でやったもので、その3発はどっち行ったんだと、それはやはり分からなかったようでございます。

そういうような形の中で、後ろの問題にはなるかとは思いますが、法廷の中では、私どものときには女の裁判員さんも二人いました。補充員も女の人一人いました。ところが、法廷の中に入ると、前の席は全部上部団体のやくざですから、そうすると、そこで裁判長辺りから「何か聞きたいことありますか」と言っても、なかなかしゃべれないですね。その方が大体2

0人ぐらいいます。そうすると、その中で裁判員の人が質問するというのはなかなかあれが要りました。

と同時に、朝こちらへ来たときにも、駐車場にはそういう人たちがいるわけですね。その前を通ってくるわけですから、法廷の中で顔を見られている、駐車場の所ではそういう人たちがいる中を通ってくるわけですね。ですから、女性なんかにしても、やはり報復のいわゆる警護といいますか、そういうようなものが欲しいというようなお話をされていましたが、何分にもそういうような、法廷の中では裁判員としてはなかなか聞けなかった状況はありました。

【司会者】 今、証人のお話も出てまいりましたが、また証人の話は後で伺いたいと思います。今、例えば書面の証拠とか写真とかでもし何かあればということをお願いします。もちろんほかのお話をしていただいても結構ですから。

【3番】 私の請け負ったものは比較的単純で、凶器は果物ナイフ、それからあと起こった場所もはっきりしていますし、そういった意味では、証拠の調べというところでは特に感じるものはありませんでした。

凶器もプラスチックのケースにきちっと納めた形で、プラモデルみたいな形で納めた形で回していただいて、ここまで入ったのかとか、そういった跡は見て取ることができました。

あと、写真では血染めのシャツとか、そういったものが出たんですけども、特に気持ちが悪くなるとか、そういったようなものはなくて、客観的に淡々と見れたかなと思っております。

【司会者】 それでは、4番の方、いかがですか。先ほど御自分は大丈夫だったとおっしゃいましたが、ほかの方は大変でしたか。

【4番】 検察官の方が非常に詳しく説明されて、ただ、証拠のハンマー、ハンマーでたたいたことになっていますが、1.4キロのハンマーでたたいた

たという、その証拠の品がないんです。それはどうしちゃったか、最後まで出てきませんでした。

【司会者】　　そういう事件ですか。

【4番】　　はい。ただ、同じハンマーを被告の方が何十本かの中から選んで、これと同じですというものを出して初めて、コンクリートをたたくものですから、それを頭に当てれば絶対それは致命傷になるのは分かっているんですけども、ただ、どうしてなくなって、どうして分からなくなっちゃったのかというのが分からない。

そういういろんな葛藤があって、これは完全なる殺人事件だったので、ただ、その動機がいろいろございまして、同じ同僚で、いろんな金銭的なことも関わるとか、そういうのがあって、一言言った言葉が、屈辱的な言葉を吐いたという形で激情して、それで同じところのハンマーを持ってきて、たたいたということにはなっているんですが、殺意の有無の中のあれが非常に難しかったというか、ずっとこれだけで黒板ぎっしり書いたような。

【司会者】　　評議の際、大変だったですか。

【4番】　　はい。それで最後に裁判長が、このあれを見せていただいて、まあ、こんな感じかなと、大変描写もよくできて素晴らしい文章、やっぱりこれを見て、裁判官というのは、私の同級生も一人、もう定年ですがね、大阪地裁におりましたので、お前こんなことやったんかと言われちゃったんですけど、この間、同窓会。まあ、大変苦労したのは分かったよというのは言ってきました。本当にいろいろ経験されて。

ただ、検察官の方が素晴らしいですね。本当にかわいい検察官がああいう素晴らしいことをずばずばと言えるとというのは大したものですよ。びっくりしました。大変有意義に過ごさせていただきました。ありがとうございました。

【司会者】　　それでは、6番の方、いかがですか。

【6番】 私が担当いたしました事案は、先ほど申し上げたように、単なると言ったら表現は悪いですが、親子げんかが結局エキサイトして、それから加害者である長男さんが知的レベルに問題があって、その辺が非常に判断するのに難しいところがあったわけですけど、医師による事件が直接の因果関係にあるのかどうかということで、医師の判断による発言を我々は重視していたんですけど、結果的には医師である参考人が断定するような発言が全くなかったということで、ちょっとこれは戸惑いましてね。

先ほど申し上げたように、その辺をどこまで量刑に反映させるのかというのは非常に難しいところでありまして、この事件は血が出るとか、そういうのはなくて、言うならば、遺体の写真はありましたけど、首がこう充血したといたしますか、この辺のことはありましたけれども、ただ、そういった刺殺というか死傷したことでちょっと戸惑ったということは私たちはありませんでした。以上です。

【司会者】 今のは、病気がどのくらい影響を与えているかについての判断がなかなか難しかったということですか。

【6番】 そうですね。

【司会者】 7番の方、いかがですか。先ほど書面が結構、最初の段階で速かったので、ついていくのがというお話でしたが、その点とかの関係で何かございますか。

【7番】 直接は関係ないんですけども、同じように二人が酔った上でけんかをして、やっぱり体が悪かったというのも同じなんですけれども、そうしたら被害者が倒れて、それを頭を支えたら足を蹴られて、逆上してお腹を殴った。それが結果的には致死に至らしめたということなんですけれども、その中で、それを証明するのに検察の方からの書類が、実況見分の写真が二、三枚あるんですけども、それを見る限りは、自分が足を蹴られるような位置にいない写真と、それと、殴った方は裏拳で軽く殴ったと。ところが検察



の方は、いや、正拳で強く殴ったんだと。

その辺も争点なんですけれども、写真を見る限りは、裏拳でたたけるようなポジションにいないんですよね。だから、そういうのは弁護士の方も当然見られているので、その写真だけでそういう反論ができないんじゃないかなというような写真しかないんですよね。

ということは、やっぱりその写真だけではなくて、一番分かりやすいのは、デモンストレーションみたいな形で流れ作業でこうあれば、もう少し客観的な事実が分かるんじゃないかなと。写真は、うがった見方をすると、検察の方がいいとこ取りの写真を見せているんじゃないかなというふうな、うがった見方もできるんですけれども、それをどう判断するのかというのが裁判官の仕事になるんでしょうけれども、いろんなものが可視化だとかどうのこうの、取調べもなっていますけれども、やっぱり動画が一番分かりやすいのかなというふうなことで、多少の一考の余地があるのかななんて勝手に、手間が掛かるとか、いろいろそれぞれの証言に基づいてやるわけですし、被告は被告で自分の、覚えていなくてもやっぱりいいような形で言っちゃうでしょうから、それもなかなか難しいんでしょうけども、その辺が今後どういう形になっていくのかなと思った次第です。

それと、写真に関しましては、外傷とか、そういうものがないものですから、多少はショックはありますけれども、ま、その辺は致し方ない範囲かなというふうに感じました。

【司会者】 では、8番の方、いかがですか。

【8番】 被告が被害者を玄関先で数回踏みつけて死に至らしめてしまったということで、そういった意味では凶器というものは存在しなかったんですけれども、そのこのところの説明は比較的分かりやすかったと思うんですが、ちょっと気になりましたところは、事件そのものは夜中の2時頃起こっておるんですけれども、かなり被告と被害者が大きい声で怒鳴り合った上で事件

に至ってしまったと思うんですけれども、近所の人が聞こえたのかどうか、そのところがどうも検察も弁護側もちょっと踏み込んでいただいていたことが、家の造りもどうなっておったかもよく分からなかったということが、ちょっと私とすると疑問点で残りました。そこまでは争点には至っておりませんでしたけれども。

あと、写真の方は、ま、やむを得ないかなということで、以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

そうしますと、今、写真とか証拠物とか書面の証拠中心に聞いてまいりましたけれども、今度は逆に、事件の内容も大分伺いましたけれども、証人尋問とか被告人質問があったと思うんですけれども、被告人質問で弁護人の方が先に質問されて、それから検察官が後で聞いて、皆さんもチャンスがある。争いのある事件ですと、争いなくても、お医者さんとかもそうでしょうが、検察官の方から先に質問されて、それに対して弁護人が反対の立場から質問するというのがあったと思うんですけれども、その証人尋問とか被告人質問を聞いていて、ちょっとここはどうかなと思ったとか、あるいは割とスムーズでよく分かったとか、その辺りはどうでしょうか。

あるいは、なかなか反対尋問は難しそうだなと思ったとか、何でも結構なんですけれども、人の証拠ですね、それについて何かおありでしたら、その点で何か一言頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

これは逆に行ってみましょうか。8番さん、何かございますか。

【8番】 私の場合ですと、そこが大事なところで1点ありまして、被告は要するに罪状そのものは認めておるんですけれども、その点が争点ではないんですけれども、被告と証人の話す内容で食い違いが数箇所あるんですね。例えば、被告はその時点でタクシー会社さんでしたか、勤めていましたと言っているだけけれども、証人の方は、いえ、そういうことはありませんと。

ちょっとこの話、逆かもしれませんが、そういうことが何か発生して、ほ

かにも数項目か何か，その二人の話すことが何か食い違いがあるなということで，そういうことに気が付いたのが結局次の日だということで，ほかの裁判員の方もそういうことをおっしゃっておりましたけれども，じゃ，そこでもう一度確認したいんですがということを提起的に私したんですけれども，裁判長の方も，具体的に申しますと「そうですね」とはおっしゃってはくれたんだけど，再確認しましょうとは踏み込んでくれなかったと。なぜだったのかなと思いましたね。裁判後，数日たってからですけれどもね。

結局もう流れ自体が原則なんですね。月曜日から始まって，木曜日又は金曜日で。そこでもう一度，証人あるいは被告，関係者の話を聞いて確認するという作業が入ると，また別の日に改めてということにどうしてもならざるを得ないわけですね。

【司会者】　　そうですね。

【8番】　　それで評議を続けても，結局もう分からんということになります。そういうところの日程自体の設定が，今回私が担当した事件は，繰り返しますけど，被告は罪状自体はそのまま認めておりますけれども，被告がずっと否認しておるとか複数の人が関係しているというふうな場合に，日程が先にありきと。そういう疑問点はあるけれども，そこにこだわっていると，事件もたくさんありますからということがもし根底であるのかどうか，それは私，門外漢で分かりませんけれども，日程がもしそこで硬直化しているということであれば，ちょっと怖い側面があるなという感は率直にいたしました。以上です。

【司会者】　　またその話は後でやりましょうか。

じゃ，7番の方，被告人質問とか証人尋問で何かあれば，お願いします。

【7番】　　証人は，先ほど申し上げましたように，非常に交遊関係が少ないということで，ゼロ。

【司会者】　　ゼロでしたね。そうですね。

【7番】 被害者の方の女の友達がお体が悪いということで、調書で朗読がされたということと、それから、被告の方がその女性の方に出した、多少後悔しているとかいう手紙の朗読だけということで、周りの肝心な話が全くなくて、要は被告人の尋問だけに終始したわけなんですね。

そうすると被告人の方は、裁判官さんからいろいろ言われたりするんですけども、「こうだ」という言い方じゃなくて、「こうだったと思います」という、本人も多少飲んでおられましたから、確たるものがなくて、結局は弁護士さんと検察の双方の言い分のどちらが近いのかなという判断しかできなかったということで、いろんな証人が出てきていろいろ言われるよりは、判断は逆にしやすかったというふうに感じました。

【司会者】 分かりました。

6番の方は、お医者さんの尋問が一つヤマだったような。

【6番】 そうですね。医師に対する尋問が、尋問というんでしょうか、検察側と弁護側でやり取りされるわけですけども、正直言って我々みんな傍観していたような感じなんですけど、どうもその辺でこの事件は、こういうことで傷害致死事件は被告人の知的レベルの問題による事件だということですけども、これだというような証言がないんですね。

また弁護士の方も、そんな突っ込んで医師に対する質問をされないし、片や医師でも、そういうことで専門知識がある方ですから、もうちょっとこの辺が致死につながったんだということの証言がないわけですね。したがって我々も、この辺はどこまで量刑の段階で決めるかどうかということについては、まさしく私たち裁判員としては全く無知のあれですから、医師の証言によっては、そういうことで量刑が決まるんじゃないかなと思っていたんですけど、結果的には医師からもそういう因果関係に直接結び付く事案であるということは聞けなかったということですね。

したがって、先ほど申し上げたように、被告人のこれから将来について、

その程度で我々が量刑判決に加わっていいのかどうかということについて非常に悩みました。以上です。

【司会者】 なかなか難しい事件だったようですが、逆に言いますと、お医者さんの説明している言葉とか内容自体は割とかみ砕いて説明していただいて、結局、いろんな影響は断言されなかったようですが、お話自体は。

【6番】 そうです。話自体は理解、ええ。

【司会者】 こういう障害だとか、この程度だとか。

【6番】 そうですね。医師用語はちょっと難しい、病名も初めて私は聞くような内容ですけれども、病状の範囲が非常に難しいんでしょうね。

【司会者】 分かりました。

それでは、どうでしょうか。今度はこちらの方に参りますが、人の証拠、例えば被告人質問とか証人尋問で何か気になるところとかありましたら。

【4番】 私が担当しましたのは、証人で先生がいらして、その方が検死されたと思うんですね。その報告で基づいていますので、その写真と両方で血痕とか、そういうのが血が飛び散ったりして、それと、中で何か「助けてくれ」と言ったと書いてあるんですが、やられた、そのときに1回やめたときに、検察官の方は、そのときにもしそういう気持ちがあったら、どうして110番しないのかというふうなお話がありましたが、やっぱり無理ですよ。ね。

今までいろんな、最近情報が多いですね。例えば映画がある、いろんなのがあって、裁判がいろんなこういうのもありますね。映画とか、そういう。そういう情報がまず入ってきているわけですね、我々。実際にやってみたら、なるほど、よくできているというのが分かりますよ。同じような組み方をしていますからね。

ただ私は、弁護する方も、これは何か一つ見付けて、少しでも罪を軽くするのが弁護なのか、その辺のところはちょっと詳しく分からないんですが、

ちょっと弁護人の方にお聞きしたいんですが、よろしゅうございますか。

【司会者】　　じゃ、ちょっと後にしましょう。

【4番】　　説明の後のいろんな説明は非常に詳しく、よく分かりました。

【司会者】　　今ちょっと御質問されようとしたのは、弁護人の被告人の側の主張で、ちょっと状況からして難しいのかなと思うところがあったけど、それはどんなもの、弁護士さんとしてはしょうがないこと・・・。

【4番】　　弁護というのはどこを見ていて、どういう形ですのかなという。

【司会者】　　じゃ、ちょっと後でお答えいただきましょう。

3番の方、どうですか。

【3番】　　私はその場面を通じて感じたことなんですけれども、検察の方の語り口というんですかね、これが一つ気になったところがありましてね。いいように気になったんじゃないくて、悪い印象を受けたといったところで。何か口ぶりがえらく尊大だなというふうに思ったんですよ。被害者の方もおられるわけですから、そういった口調になってしまうのかなというところは感じたんですけれども、私の普通の言葉の感じからして、えらく尊大、特に若いからということではないんでしょうけれどもね。

加害者の人が60歳で、それまで前科前歴もなくて、結構まじめに生きてきたというような人で、自首もしていて、反省もしているという人に対して、あまりにも尊大な口の聞き方をしているなというのがちょっと率直な印象で残っています。

それから、弁護側の方なんですけれども、今4番の方もちょっとおっしゃったんですけれども、弁護をするという焦点をどこに持っているのというところを実は感じています。もっと軽くするために、尋問のときに被害者に対する尋問ってもっと突っ込んでもいいんじゃないのというようなところを感じました。被害者の落ち度というところも、多少はバックグラウンドとして

何もなければ起きないというところから見ると、もっとその辺を引き出すような突っ込み方というのがあっていいんじゃないのかなというふうなところを双方に感じました。

【司会者】 貴重な御意見ありがとうございます。

2番の方、いかがですか。

【2番】 私どもも証人の件についてはお医者さんが来て、手術した経過の御報告があったわけですが、被告の方とすれば、殺意がなくて足元を撃ったんだと、それが腰の所に入ってしまったということで、殺意があったか、ないかというような問題もやはり出ました。ただ、証人の先生によると、もう少しずればちょっと危なかったかもしれないというような形で、撃った方は殺すつもりじゃなくて、下を向けて撃ったんだというような、その辺の形のものが若干争点にはなりました。

あと、両方ともいわゆる裁判を早く済ませたいというような、被害者あるいは被告もそういうようなムードでございました。というのは、先ほどとちょっとまたダブッてしまいますけど、自分の上部団体の人たちが見ているわけですね。同じ仲間同士でやったわけですから、お前らこれ以上騒ぐなと。もうどんどん示談というか、あれしてどんどん決めちゃえというようなムードが、被害者あるいは被告の人にも両方ともやっぱり見られましたね。

ですから、反論とかそういうのは非常に少なかった感じがいたします。

【司会者】 1番の方はどうですか。被告人質問と、あと情状の証人みたいな方が出ていたと思いますけれども、いかがですか。

【1番】 最初に話しましたとおり、私の担当した事件というのは、要するに酒飲み友達、けんか友達がお互いに酔った上で相手を刺し殺したという事件です。当初から、事実関係に対する争いは全くと言っていいくらいなかったわけです。

ただ、どのくらい殺意があったかということはちょっと問題になりました

けれども，多分私たち8日間ぐらいこちらへ通ったと思うんですが，丸一日朝から晩まで評議，みんなで量刑について話し合ったというようなことで，量刑はどこへ持っていくかということで，ほとんどそれだけの争点だったような気がしますので，次に移って4番のところになったときにちょっと私の考え方を後で申しますので。

【司会者】 分かりました。

それでは，少し御質問もありましたので，日程について少し8番さんからお話がありました。それはちょっと裁判官に後で言っていただいて，弁護人と検察官にそれぞれ御質問のような，御指摘のことで何かお話しになることがあれば，せっかくですから，どうでしょう。

【弁護士虫本】 私たちも別に全ての弁護士の代表で来ているわけではないので，飽くまで個人的な姿勢というか，その程度のことしかお話しできないんですが，基本的にはやっぱり私たちは，依頼者の方，被告人，被疑者の方と接見をして，どういう方針でやるかをまずは決めて，大きなところは御本人がどういう認識でいるかとか，どんな記憶であるかということ尊重するというのが大前提になると思います。

ただ，やっぱり私たちも証拠をきちんと検討するので，私たちから見ても，これはちょっと証拠上おかしいんじゃないかというところはもちろん全部依頼者の方にぶつけます。その結果，確かにちょっとそれは記憶違いかもしれないとか，ちょっと違うかもなという場合には，被告人の方の主張が変わることもあります。

ただ，それでも変わらなければ，私たちが変だと思っているからといって，その主張を撤回するということはやっぱりなくて，そのことを主張して，その可能性が証拠上絶対間違いないとは言えないはずだ，その可能性が残らないのかということを検討してくださいということを主張するというだけだと思うので，そんなに個人的には悩みはないですね。



ただやっぱり、そこが裁判員の方にどう受け取られているのかということ  
は私たちも意識して、言い方であるとか、どうしてこういうところを争いに  
してほしいのかということも含めて、説明しなくてはいけないのかなという  
ふうに、今のお話を聞いて思ったところはあります。

【3番】 基本的にはやっぱり量刑を軽くするというような思いで裁判に  
臨むんですか。

【弁護士虫本】 そうです。量刑が争点になる場合には、刑が軽くなる事  
情がないのかを探して、その可能性が残る事情があれば、それを説明する。  
別に個人的に重くするなとか、軽くしてほしいとか、何かそういう感情で決  
めているわけではないですけど、大きな方針としては当然、より軽い刑とい  
う可能性がないのかを探しているというのはおっしゃるとおりだと思います。

【司会者】 検察官は何かありますか。

【検察官安田】 事件もさまざまですし、証人として出廷される方、ある  
いはこういう大きめの庁ですと、被告人とも会ったことがない状態だったり  
して、まず、本番の期日が始まる前にいろいろ書類を読んで準備するわけ  
ですけれども、どんな人なのかなというののがつかめるぐらいちゃんと書類が  
できている事件と、やっぱりそうじゃない事件とありまして、そこでかなり悩  
むわけです。

尊大だということをおっしゃったというのは、その辺の多分キャラクター  
のつかみ方とか、その辺がうまくない検察官だったのかなというところで、  
元々そういう性格なのかもしれないですが、そういうことを考えると、実際  
本番で証人尋問あるいは被告質問が始まってみて、人間関係と同じく、この  
人とは何か会話が續くなという場合と續かない場合がどうもあるんですね。  
そこで、もちろん事件の立証ということが主たるテーマなので、冷静になっ  
て後になって考えてみたら、あんなやり方しなきゃよかったなとか、そうい  
うこともありまして、それがなかなか、我々も仕事としてやっているの

いつでもある程度の成果が上げられるような方法論とか，そういうのがあればいいんですけど，私個人としては実はそこまで全然至ってなくて，そういうところでなかなか，まだ模索中ということであります。

【検察官望月】 若干の補足なんですが，私たちは法廷で皆さんにお示している証拠以外の多数の証拠があります。それを検察官は全て見ているわけですし，そういう中で見ていきますと，法廷で出てきた，例えば被告人の言葉，あるいはどなたでもそうなんですけど，あっ，それ違うんじゃないかなというときに，どうしても追及的になってしまうという部分がなきにしもあらずだと思います。

ただ，それをそのまま態度で表すことが果たして裁判員の皆さんにとってプラスに働くか，マイナスに働くかということを考えますと，先ほど御意見をいただいたとおり，決してプラスではない。むしろ何かいじめているように見えると，裁判員裁判が始まった当初，大分そういう御意見があったんですが，「検事がいじめとる」という御意見を頂いたことがあって，それは決してプラスに働くことではないと思うんですね。

ただやはり，おかしいぞと思ったときの気持ちがついそう出てしまうということがあって，そこはやはり法廷での対応として決して良くないというのは改めて感じるところです。ただ，何せ持っている情報量がすごくいろいろあるものですから，そこを見せたい，分かってほしいという気持ちが態度に悪い形で出てしまったのではないかと思います。

【3番】 多分，お二人いらっしゃって，片方の方の口の聞き方がすごく気になったので，キャラクターの違いかなというところはあるんですけども。

【司会者】 フォローありがとうございました。

では，8番の方が日程について，少し日程に縛られて聞きたいことが聞けなかったりするとちょっとどうかなということで，否認事件とかそういうの

は怖いかなという御指摘がありました。それは裁判官どうですか。日程はどんな感じで普段立てているかみたいなことを少しお話ししてあげてください。

【裁判官高橋】 証人尋問などをするときには、まず十分に聞けるような時間を取ってもらって、検察官とか弁護人が聞いた後にしばらく時間を取って質問を整理して、また裁判員の方、裁判体の質問の時間になるというのが私のいる裁判体のやり方です。一般的に日程の組み方としては、8週間ぐらい前に呼出状を送るに当たって日程を決めて呼び出しをするということになりますので、争点にすごく影響してくるかなというようなこと以外は、なかなか日程というのは変えられないかなというところはあります。

ただ、前に自分が担当した事件で、かなり何箇月間にわたって暴行とかいろいろあったような事件で、関係者も何人かいるという事件がありまして、そのときは証人を何日間か聞いた後に被告人質問をするという日程を組んだんですけれども、もしかしたら全員聞いた後に裁判員の方が疑問に感じることもあるかもしれないということで、予備の日を取っておいて、また証人の方をもう一回聞いた上で被告人質問すると。何もなければ、裁判員の方が1回目でもう十分だということであれば、予備の日はやらないというようにするというような日程は組んだことがあります。

争点にとってすごく重要な点が解決されない、そういう疑問が解決されないということであれば、やはり日程組み直しということもあり得るかなとは思っております。

【8番】 今も裁判官の方からお話しがあった、私がお聞きしたかったのはまさにそこでして、これは事前に裁判の前に御説明いただければありがたかったんですけど、要するに評議の成り行きいかんでは、とてもここではちょっと決められない、また別途改めて評議を継続する必要がある、証人あるいは被告関係者の意見をまた踏まえて、そういうような制度として日程の組み方に柔軟性があるのかどうか。決めたものはこれでもう絶対行かなきゃい

かん,そのところをちょっとお聞きしてみたかったわけなんですけれども,そういうこともあり得るということでよろしいわけですね。

【司会者】 それはそれぞれの裁判体,裁判所はそれぞれの裁判というのは独立で判断するようになっていきますので,皆が同じ運用ということではないんですけれども,裁判体の方で一番気にしていることは,今言ったような事態に陥らないようにすることが一番大事でして,結局,否認事件とか,要するに,先ほど言ったように例えば評議の時間が足りなくなって消化不良だったり,議論が足りないというふうなことになるたら一番困るわけですし,あるいは審理が時間が足りなくて,証人の人が明日は来れないから今日中に終わらなくちゃいけないけど,何か時間が足りませんよねとか,そういうことになるのが一番困るわけですね。

裁判所は中立の立場ですので,双方の主張と立証が尽くされて,判断ができる状態になって,しかも評議にちゃんと時間を掛けて結論が出せる時間でやりたいと思っておりますので,そういう意味では難しい事件になりますと,例えば判決の前に1日空けてあったり,審理の間に日が空けてあったりして,そこが,普通は使わないけれども,いざとなったら使えるようにしてみたり,あるいは全体に日程が少し余裕があったり,そこは多分それぞれの裁判体で工夫しているのではないかと。

無理があっても日程どおりやるということは多分,普通の裁判体はしないと思いますので,逆に,ただ,それで日程を変えると,いろんな方に御迷惑が掛かるので,そこを何とか一定の範囲でやれるように,いい計画を組むということを気を遣っていると思います。

【8番】 裁判員の方も,私と違った考えの方もおるでしょうし,それぞれポジションがおありの方もおると思いますから,その点は十分分かりますけれども,そのところの御説明を事前にお願ひしたかったですね。それについては多分事前にはなかったと思いますので。

この書式で、月曜日から木曜日の夕方判決、これでもう決まりですと。まあ、決まりなんでしょうけれどもね、今もお話しありましたけど、どうしても途中で評議の成り行きいかんではこういうこともあり得ることに対して、じゃ、どうすればいいかと。もし裁判員が一人でも、どうもこのまま採決するには納得いかないというような場合にどういうふうに持っていったらいいか、そののところがちょっと事前に説明が欲しかったというところが一つございます。以上です。

【弁護士虫本】 その点は、弁護人から言えば、決められた時間でどれだけやっても、どこかグレーなところが残るという場合には、それはそのことをもって被告人に不利益に扱わない、どちらか分からないときは不利に扱わないということしかないのかなという気もしますけどね。

ただ、よっぽど大事なところで、あと一言聞けば確かめられるのにとかいいうぐらいだったら、組み直して調べ直すということもあるのかもしれないけど、やっぱり裁判ですから、どこかこう全ての事実が100パーセント明らかになるというわけではないんだという前提でやっていただいてもいいのかなという気は、個人的にはしますけど。

( 休 憩 )

【司会者】 では、引き続きまして、今、この進行予定でいきますと、最初の被害の状況とか犯行状況について書面の証拠とか写真とかを見ましたよねというのと、あと、証人とか被告人の話を聞きまして、そのところはどうでしたかというお話を、そこに絞って少しお聞きしました。

次に3番目のところですけども、「殺意など事実に関わる争点について」というところがあります。これは今回担当された方が2番さんと4番さんとお二人ですかね。ですから、簡単にちょっと伺っていきたいと思うんですけども、これについて我々の方でお聞きしたいなというのは、殺意というのが結構、普通に使っている言葉とちょっと違いまして。まあ、違っていいの

かという問題もあるかもしれませんが、法律家で言っている殺意というのがあって、それを理解していただいた上で、それについて検察官はこういうところがあるから殺意がある、弁護人としてはこういうところがあるから殺意があることに疑いがあるということとをそれぞれ攻撃し合うわけですけど、その辺の殺意の中身とかについての裁判官の説明、あるいは検察官の主張なり、あるいは弁護人の言い分なりというのが、実際どっち、勝つか負けかは別にして、構造は割とよく分かったということなのか、それともやっぱり何か分かりにくかったかなと、その辺りはどうでしょうか。

2番さん、いかがですか。

【2番】 特に殺意の問題につきましては、前から言っているように、仲間内という意識から、どうしても殺す気で来たんじゃないんだというような、両方ともお互いが割とそういう点では認め合っていたということなんです。

ただ問題は、いわゆる殺意が、弾が、普通脅すだけであれば2発ぐらいのを4発も撃っているというようなこと。ただ問題は、あとの2発は残っていたわけなんです、それは警察が来たときに自分で提出している。だから、殺す気があったんじゃないくて、脅かすつもりでやって、弾が残ったものはちゃんと警察にも届けている。それをそういうような形で両方とも認めているわけなんです。ですから、そういう点になると、あとは本当の量刑の問題だけになっちゃうというような感じがしました。

だから、本人に対する殺意というのがどこまで判断できるのか、確かに難しいは難しいと思うんですけども、本当にピストルを持ち出した行為自体がもう殺意があるのか、そのときに、じゃ、脅かして持ち出してやったのか、そういうような形のものになると、殺意という解釈はなかなか難しい点も私がありました。

【司会者】 けん銃ですから、発射の状況とかから見ていくわけですけど、なかなか難しいところがあったということですね。

【2番】 ええ。

【司会者】 4番の方はいかがですか。かなり傷の様子はひどかったようですが、殺意の関係で。

【4番】 殺意があるというのは、結局、ハンマーは要するに木と鉄です。木で滑るわけですよ。それで、滑り止めの手袋をしてそれを握ったということ自体がそうじゃないかということになりましてですね。それも破棄してどこか、証拠隠滅のためにしていたのを見つけた。要するに滑り止めを、普通だったらそのままたくでしようけど、そうじゃなくて、わざわざ滑り止めの手袋をしてハンマーを握ったということは殺意になるのではないかと。

それも一つのあれなんじゃないかという争点で、いろいろ細かかったです。非常に細かくて、何と説明していいか分かりませんが、非常に詳しく、心理状態から、このあれを見ましても……。

【司会者】 判決ですね。

【4番】 判決文は、まあ、いいですけども、その過程ですね。そこまで行く過程というのがあるわけですから、それが非常に描写が細かく分かりました。本当に大変詳しく説明していただいて。

ただ、証拠がなくなったというのが僕は、それは一体どうなっている、それはどうしちゃったんだろうな、どこへ置いてきちゃって、どこへ隠滅したのか。血の付いた手袋とか衣料とかいうのはみんな発見されているんですけど、肝心のハンマーがないというのは、検察官の方はどういうふうに考えていらっしまったんですかね。

【司会者】 望月検事はその事件を担当しているわけですかね。

【検察官望月】 はい。

【司会者】 今の点について何かコメントありますか。

【検察官望月】 捨てちゃったのは、要するに全部の証拠がなかなか100パーセントの証拠の収集というのは難しく、被告人が捨てたと言った場

所から出てこないと、もうどうにもならんということだったと思います、あれは。

【4番】 スクーターでどっか持っていっちゃったということなんですかね。それとも落っこしちゃった。

【検察官望月】 なかなか証拠の限りで主張したので、そういう疑問が残ってしまったのはあれですけど、ほかのものと同じように出てくればよかったなと思いつつ、あれはどうにも見つからなかったの。

【4番】 手袋とかそういうのは見つかっているから、僕はそれで十分かなとは思っていたんですけど。

【司会者】 1番さんとか3番さんの方で殺意について何かよく分からなかったとか、あるという前提で争われて、強さが多少争われたぐらいだと思いますけど、何かございますか。

【3番】 はい。殺意という言葉が、評議の中で私、裁判官の方に質問したんですけども、要するに、傷害と殺人未遂とどこが違うのと。

【司会者】 なるほど。

【3番】 うん。今回私がやったのは、人を殺そうと思ったというか、カッとなって、頭が真っ白になって刺しちゃったというような状況において、これは殺意があったとして殺人未遂なんですか、それとも傷害とどこが違うんですかという話を裁判官の方に評議の場でちょっと質問しました。そういったところも結局我々は分からないということですよ。それによって刑の重さが全然違いますのでね。

【司会者】 そうですね。そこの説明はそれなりに、裁判官はしてくれたということですか。

【3番】 そうですね。

【司会者】 1番さん、何かございますか。後で量刑のお話をというお話ですけど、殺意についてはどうですか。



【1番】 それはないです。

【司会者】 では、続いて、量刑の方に入っていきたいと思います。量刑の判断につきましては、もちろん初めてやっていただくことになりまして、日本の法律は結構、例えば刑の幅が広いものですから、さっきの殺人未遂ですと5年から始まって死刑までありますので、非常に裁判所の裁量が大きいわけですね。その中でどういう刑を決めていくかということで戸惑われた方もおられるでしょうし、スムーズに入った方もおられるかもしれませんが、その辺りで量刑判断はどうでしたかというところが、やりがいがあったでも結構ですし、難しかったという辺りで、病気の関係とか、幾つかお話が出ていますけど、もう一度その点を聞いていきたいと思うのと、特に被害者の方、被害者の方がそうではない2番さんの事件みたいのもあるようですけれども、被害者の方のお気持ちとか、あるいはお亡くなりになられた方の立場みたいなのが訴訟を通じて出ていたかどうか。その辺りが伝わってきたかどうかみたいなことも併せて伺いできたらと思うんですけれども、御自分に該当するところだけでも結構ですけれども、伺えたらと思います。

【6番】 先ほどから繰り返して申し上げていますが、被告はそういうことで知的レベルに問題がありまして、結果的には検察側は6年の求刑、弁護士側は執行猶予が必要ということで、量刑が争われたんです。

正直言って、私たちはその辺が非常に難しいので、過去の判例ではこういうことがありますとか、そういう説明は裁判長の方から受けましたけれども、そういう意味では、先ほどから申し上げた医師による立証といいますか、はっきりしていただければいいんじゃないかと思いましたが、結果的に我々の判断というか、裁判員の9人による判断が実刑という形になりましたね。

【司会者】 難しかったというところを主に聞いていきたいと思います。

では、7番の方いいですか。

【7番】 量刑判断というのを逆に裁判員が参加していいのかどうかとい

うのが、どうなのかなと。有罪か、無罪かとか、情状酌量の余地があるとか、ないとか、その辺の判断はできると思うんですけども、例えば傷害致死の場合に5年だとか3年だとかいうことが、我々は初めてですから分からないですよ。

裁判官さんの方からいろんな過去の統計というんでしょうか、これぐらいのケースのときはこれぐらいというグラフを教えてもらったり、近いようなケースの場合はこういうことでしたよというのも教えていただくんですけども、具体的なニュアンスというのは分からないですね。いろんなそれぞれのケースによって、それぞれの重さとか情状酌量の余地とかがあると思いますんでね。

我々が言ったからってそれに決まるわけじゃないんでしょうけれども、常識的な範囲に当然、裁判官さん3人おられるので収まるんでしょうけれども、我々に委ねていいのかなと。

ちょっと、人のある意味では何年間の運命ですよ、我々がそこまで決めちゃってという資格があるのかなという気がして、ちょっとしゅん巡しましたね。

【司会者】 法律では重い事件に入っただくことになっていまして、法律を作った頃の、作るときの議論としては、重い事件、特に人が死ぬような事件は国民の関心が高いということで、入っただくにはそういう事件がふさわしいだろうということでしたので、刑も当然長くなる事件を対象とした法律になっています。

では、8番さんはいかがですか。

【8番】 最終日ですね、量刑、これはちょっと別の人の話になっちゃうんですけど、私の担当させていただいた場合は、女性の裁判員の方が3名おられまして、補充の方も含めて3名でございました。ちょうどこの量刑の頃、休憩時間にそのうちのお二人が、被告がどの程度反省しているか、悔恨の情

といいますか、公判の席ではいろいろありますけれども、実際というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、被告あるいは重要だった証人の話をもう一度聞いてみたかったですねという話を女性の裁判員同士でされておりましたので、私そばで、私もちょうど同意を求められるような格好で話しておりました。

考えてみますと、量刑判断に関係してくることなんですけれども、先ほどのお話にもありましたけれども、証人への質問が、どうでしたかね、初日の午後でしたかね、2日目に被告への尋問と、あるいは裁判員からの説明ということで、要するに初日の午後、2日目ということで、こちら丸きり門外漢で初めてのことで、事件の概要についてはそれは事前に説明はしてもらっていますけど、何せ初めてのことで、分かるところと分からないところとある、事件の流れの全体もまだつかめていないところで、初日、やむを得ないとは思いますが、証人あるいは被告への質問。

言いたいのは、場合によってはもう一度そういう機会が量刑の前にあってもいいんじゃないかと。全件が全件とは申しませんが。とにかく最初も初日の午後、2日目の午前中では、こちら何が何だか分からないところもありましたので、全件が全件とは申しませんが、じゃ、どこでどういうふうにするかという運用面とかいろいろ難しいところはおありとは思いますが、そこはちょっと制度として柔軟性を持って今後の指針としてお考えいただければと思います。以上です。

【司会者】 直接のお答えになるかどうか分かりませんが、最近よくありますのは、選任の日を別の日にしまして、例えば審理を翌週の月曜日から始めるとき、前の週の水曜日とか木曜日に選ばせていただいて、その日に、それは裁判官によるんですけど、この事件はこんな事件ですよとか、こんなところが問題になりますよと。で、仕事を調整してきてください、あと、こんな事件なので今回は、例えば事件は実は認めている、あるいは今度は事

実で争って、主なところはここですというふうなことを一旦お話しして、ちょっと気持ちの準備を取っていただくというのと、判決の前もちょっと空けるといいうのも最近出ていまして、ただ、それは裁判官もいろんな日程があって、詰まっていたりするとうまくできないですけど、そういった工夫で乗り切るものもあるかもしれません。

【8番】　そうですね。そういう配慮といいますか、それは今後ともお願いしたいと思います。

【司会者】　今の御指摘、皆にも伝わりますので、またそれを踏まえて運用を考えてまいりたいと思います。

じゃ、今度は1番さん、いかがですか。量刑についてというお話がありました。

【1番】　被告人に刺された後、被害者は台所まで行って倒れていながら、玄関まで行って倒れて亡くなっているんですね。ところが、刺した被告が救急車を呼んでいるんです。ところが、救急車が来たのに傍観しているだけで何もしない。そこで何を言ったかという、「血でもって玄関が汚れるから早くどかせ」と、こういうことを救急車の方に言ったらしいんですね。

それと、殺意があったということは被告人ははっきり認めています。だけでも、あの法廷の場で全く反省の色がないんです。ところが、本人はちょっと知的レベルに問題というんですか、多少それがあったから、それを情状すべきじゃないかという。

だから、私は、もしプラスマイナス測るメジャーがあれば、これはいい方にプラス何点だ、悪い方にマイナス何点だ、サッカーの得失点差でないんだけど、何かそういうものがあればいいんですけど、そんなメジャーを作ることにも不可能でしょうね、だから、我々がそれを見ながら、何も分からないのをちょっとデータだけ教えてもらって、量刑まで決めちゃっていいんだろうかという疑問は今でもあります。

私があれした被告は今どこで何しているだろうかと、こういう席に来ると、ちょっと思い出すことがありますね。だから、量刑の決め方については、私もちょっと自分の意見がまとまっていませんが、どうしたらいいのか、もっと研究する必要があるんじゃないかなと思います。

【司会者】　　ちょっと先ほど最初におっしゃった被害者の関係の生活ぶりとか、今回はちょっと被害者も落ち度があるような事件だというように思いますけれども、被告者の関係がどんな感じの人かとかというのは大体つかめましたか。被害者の立場、そういうのはどうですか。

【1番】　　そうですね。かなり大変な生活をしていたというか、孤独な生活をしていたというか。

【司会者】　　それでは、2番の方、割と特殊な世界の事件ですから、ややあれかもしれませんが。

【2番】　　ただ、量刑の判断については、割と私のときはすんなり決まったという感じはあります。

ただ問題は、評議の中でいろいろ話し合っただけで量刑が決まってしまうわけですが、もしこの地裁なら地裁でもう結審してしまうなら、それが一つの判決という形で私ども解釈できるわけですが、仮にそういうのが上告されて、高裁なら高裁へ行ったときに、そのときに判決がもし変わったときに、自分たちはこれだけの判決を出したんだけど、高裁ではこういう判決になったとか、そういうような後の追っ掛けというとおかしいですけど、そういうのが全然分からないわけですよ。だから多分、皆さんも地裁での判決はお聞きになったでしょうけど、当然判決しているわけですから、その後はどうなったか全然分からないわけですよ。

だから、そういうのの一応形のものが、仮に上告はありましたとか、上告はしませんで結審になりましたとかというような形のものがちょっと、私がそれだけ悩んで量刑を決めたのに、その後は全然分からなくなっちゃっている

というのはやっぱりちょっとあれかなという感じがしますね。

【司会者】 それを知りたいという。

【2番】 それは、うん、ですから、そうなることで、自分が量刑を決めたのが間違っていたか、あるいは少しそれに沿った形だったのかとかいうような形のものが判断できるんじゃないかと思えますけどね。これは一度やればなかなかその後はないでしょうけど、ただ、やはりそういうようなものが、追っ掛けの形のあれを知りたいなという感じがします。

【司会者】 分かりました。

控訴審、今、控訴されますと、大体、裁判員の方が入っていただいた第一審の結果というのは基本的には尊重されていますので、ひっくり返ったりするとニュースに出るとは思いますが、ただ、それはそれとして、ひっくり返らなかったかどうかをずっと見るのは大変だというお気持ちもある。ひっくり返ったり、有罪が無罪とか、無罪が有罪になると多分、新聞のそれなりの位置に出るとは思います。

3番の方、どうでしょうか。

【3番】 量刑は、我々のときはすごくやっぱり判断に、量刑だけのあれですけども、時間を掛けたつもりです。当初、水曜日で全部もう終わりで、木曜日1日空くかというような感じだったんですけども、やっぱりもう1日やろうということで、木曜日を使って、量刑のところまで納得いく形までやったというような印象は持っています。

先ほど量刑を我々が判断すべきか、すべきじゃないかというお話が出ましたけれども、私はやはり量刑まで判断して完結かなというふうに思っています。その量刑の中に、我々が今まで生きてきたバックグラウンド、それが盛り込めるんじゃないのかなと思っています。

ですから、裁判官の方が過去の事例はこうだ、データはこうだ、粗筋はこうだというような話を聞いて、参考には聞きましたけれども、やはり私が扱

ったケースは加害者が60歳、もう現役を引退するような年で、その人がこれから刑務所に入って、出たときに本当に仕事があるのか。そういったことが、出た後、本当に更生できるのか、そういったチャンスがあるのか、そんなところまで思いを巡らせ、さんざっぱら話し合いました。

ですから、そういったところは多分プロの方でしたら、裁判官だけでしたら、過去の事例はこうだからそれに当てはめてこうだという形にあるいはなるかもしれない。我々が生きてきた環境とか自分の今の抱えているバックグラウンドとかを通じて、論議を逆に深めることができたのかなというふうに思っています。

それからあと、時間が限られているという中で、これは例えばいろんな検察官と弁護側の論点を対照して行って、事実関係を確認していくという作業をやる中で、あまりにも分かり切っているところで掛け値なしに弁護と検察側が話してほしいなというところが1点あって、例えば自首というようなことにしても、検察側も自首というのは認めている。もちろん弁護側もそうなんですけれども、その中で検察側の主張として、自首しているけれども、本人が警察に電話して自首した時間と救急車が来た時間が、ちょっと救急車の方が早かったから自首の方の意味合いが薄いんだとか、そんなふうに言われたんですけれども、そんなの目くそ鼻くそというような話があって、逆にそれでも、我々はそれをどう扱うのということで時間を取らなきゃいけないんですよ、裁判員としてね。

ですから、そういうところはもうお互い、自首なら自首でいいじゃないかと。そんなごちゃごちゃ書かないでというようなところがありましてね。限られた時間をやはり有効に使うために、もうちょっとお互いの本当のポイントというところをばーんと出してくれると助かるなという思いはありました。

【司会者】 裁判官の方は公判前整理手続という中でそういう争点ですとか証拠整理をやります。裁判官がこうだからと決めるわけじゃないですけど、

当事者といろいろお話をしていって、まとめていく立場でありますので、今の御意見も踏まえてまた考えていきたいと思えます。

4番の方、いかがですか。

【4番】 私の場合は事件が殺人なので、よく分からないうちに、検察の方が最初懲役20年という話だったので、それを基準にして我々はみんなで検討したのは、分かる、分からない、要するに ×でみんなの意見を聞いてやりました。

まあ、人を殺してしまったからどうしようもないと思うんですけども、最後の判決は16年というふうに決まったわけです。16年というのは大体5700日ぐらいですよ、大体計算してみたら。ということは大変なことなので、これは、まあ、仕方がないのかな。一応最終的には16年と決まったわけです。だから、それについてはもう何も私どもは意見はないです。

大変これにはみんな神経を使いました。でもやっぱり、悪いことは悪いこと、いいことはいいことで、その辺けじめをきちっとつけないと日本の裁判が成り立たんようになっちゃうし、どうなっているのかちょっと分かりませんのでね、苦渋の決断でこういうことになりました。

【司会者】 苦渋の決断で。

【4番】 これは妥当だと思います。

【6番】 確かにね、量刑の時点で悩むということ、父親を殺したということについては本人も反省しているような発言も出ていましたけど、結局、先ほどから話が出ていますように、人を死に至らしめているわけですから、それも被害者というか、亡くなったお父さんは自分の子供から殺されたということについては本当に無念であつたらうと思うんですね。

片や、加害者が知的レベルに問題があるということで、結局この辺を考慮しなきゃいかんということで、確かに二者択一のことをしなきゃいかんわけですね。執行猶予を付けるかどうかについて、懲役6年の求刑がなされたん



ですけど、結果的には執行猶予なしで実刑になったんですね。非常に複雑な気持ちですね。私も父親の立場を考えると。

【司会者】 そうですね。両方のね、被告人の立場と被害者の立場と、いろんな関係者と。

今ざっと聞きましたが、何かほかの方ありますか。あとは弁護士の方、検察官の方から何か御質問とかありますか。

【弁護士中井】 ちょっとお伺いしたいことがあるんですけども、量刑を決めるのは確かにすごい難しいと思うんです。特に何年ということになると。僕らも、何年という結論を弁護士としても言うようにはするんですけど、何でその結論に至るかというのは、できるだけ説明はするようにはしているんですね。

ただ、実際に評議で、じゃ、どういうふうに刑が何年と決まっていくのかというのが、僕らは評議室には入れないのでちょっと分からないところもあって、実際のところ、裁判所からもある程度説明があると思うんですけど、裁判官から量刑をこういうふうに決めますというのは、どんな説明があって、どういうふうに決まっていくのかというのが・・・。

【司会者】 ちょっと質問が・・・。どこが聞きたいんですか。

【弁護士虫本】 決めるに当たって、そもそも刑罰というのはどういう目的なのかとか、そういうことも議論されているのかとか、そういうことについて説明がされているのか。差し支えのない範囲で何かお聞かせいただければと思います。

【司会者】 決める上で何かこうポイントになったような、心に残ったようなこういう説明があったとか、こういうことを考えましたみたいな、そんな感じでいいですか。

【弁護士中井】 そうですね。

【司会者】 刑の目的じゃなくてもいいですね。

【弁護士中井】 目的でなくても結構ですけど。

【4番】 それはいろいろ意見がたくさん出て、皆それぞれ違った人たちが集まっているんですから、それをまとめて絞っていくのは、やっぱり裁判官の方が一つ一つ細かく説明していただいたので、我々は納得という形になりました。

皆さんも一応票で、要するに ×でやって、やっぱり大体こういうふうに決まるなという、こうなるなというのは大体収まっていくんじゃないかというのは大体分かってきましたね。

ただ、弁護士さんの方がどういうふうにして何を、どこをどれを取っていくか、これで2年軽くするのか、それとももっと軽くしちゃうのか、その辺のところは我々では分からないので。ただ、少しでも被告人の罪を軽くするために弁護するわけですか、弁護人というのは。そうじゃない。

【弁護士中井】 いや、そうですね、もちろん。

【4番】 そうですよ。

【弁護士中井】 あり得る範囲でできるだけ軽い刑にしたいと思って、弁護活動というのをしているんですけど。

【弁護士虫本】 見逃されている事情はないかとか、光の当て方によって見方が変わらないかというところをいかに意識していただくかということだと思います。

【3番】 私のケースは、量刑を決めるに当たって、まず、やったことの実事の重さと、それから被告人の今まで暮らしてきた、歩んできた人生とか、そういったもの、情状酌量の面と実事の重さと、どういうせめぎ合いをするのかというところにやはり時間が掛かったと思います。

恐らく、私のケースでしたら、被告人が60でなければ、もっと若かったら、私自身はもっとシンプルだと思うんですよ。まだ更生の時間が十分ありますしね。64歳でというところを考えたときに、実刑で社会に復帰したら

六十四，五になってしまうというようなケースになると，その先，本当にその人が立ち直れるのか，更生できるのか，生活できるのかというところも含めて考えたときに，どうあるべきという話がありましたし，その辺を自分自身が納得するまで論議したつもりです。

いずれにしても，その中でやはり事実の重さというところは伏せがたいところがあるねということで，実刑の結論に対しては納得していますけどね。

【司会者】 では，最後の項目に入っていきたいと思いますけれども，お配りした進行予定でいいますと，裁判員としての負担感ですとかも含めて，これから裁判員になるような方へのメッセージがあれば是非お願いしたいということであります。

今回につきましては，恐縮ですが，辞退をしようと思えばできるけれども，あえてやっていただいた方もおられますので，そういった同年代の方に向けても，やってどうだったかという辺りも含めて，断れたけど，断らずにやってどうだったという辺りも含めて，もしメッセージを頂ければと思いますけど，今度はどうでしょう。どなたからでも結構です。

戻って1番からにしますか。それじゃ，お願いします。

【1番】 できるだけ大勢の方に私は経験していただいた方がいいと思います。私自身もそうですが，裁判とは自分と無縁のものだと思っていた人がほとんどだろうと思います。しかし，やっぱりもっと関心を持たなくちゃいけないと思うんです。そのためにはもっと大勢の人が1回でも出れば非常によく分かると思います。何も心配することないので，選ばれた人には是非出なさいと私は言いたいです。

【司会者】 2番の方，お願いします。

【2番】 私も裁判員になって，いろいろ勉強させてもらった点多々あります。ただ問題は，まだまだ裁判員になる方の決定までに，普通の人が経過の中でどういうふうに選ばれるのか，あるいはそういうようなものがまだ

まだ徹底していないような感じがします。PRしていないような感じがいたします。ですから、じゃ、裁判員に選ばれた、全然話も聞く前に断りたいとか、そういうような形なんですね。

ですから、裁判員制度自体がいわゆる裁判の中に一般の考え方を取り入れるということを出発していると思いますのでね。だから、それをかしこまっちゃって、こういうことじゃなくちゃいけないんだということで参加するよりも、全然知らないで参加された方が一番参加しやすいんじゃないか。それが一番裁判にとってはいいんじゃないかというような感じがいたします。

【司会者】 ありがとうございます。では、3番の方。

【3番】 私も幸いなことに第一線を引いた後にやることになったんですけども、多分第一線でやっているときはなかなか時間が取れないだろうなというふうには思っていたんですよ。ただ、やってみたら、そうは言っても、やっぱりやってみた方がいいんじゃないのというのが率直な意見です。

どんなに忙しくたって1週間ぐらい何とかなるだろうと。もし本当にどうしてもなかったら補充の方もいらっしゃるし、そこで代わればいいんだというふうに考えれば、とにかく、ああだこうだ言う前に、やっぱり忙しいと言いつつも参加したらどうですかというのが感想です。

【司会者】 それでは、4番の方どうですか。

【4番】 この新聞にもあるように、最初、参加したくないとかというのが8割程度あったという話。それと、大体最後に95.5パーセントの方が、いい経験だったと言う、これだと思います。私はやっぱり経験しないことには何も分からない。やっぱり経験したということは非常に僕はいいいことだと思いますね。これからこういうのはどんどんおやりになったらいいと思いますね。全部のあれですからね。民主主義の世の中ですから、そういうのが一番いい方法ではないかと思います。

裁判長は負担が軽くないと思いますけれどもね。何も分からないのが

みんながやがや言っていますから、何この分からず屋と思っているかもしれないけど。でも、非常にいい経験させていただいたということは事実です。それを広める分には、それを強調されていいんじゃないかなと思いますので、これからどんどんやっていただければいいと思います。私の意見は以上です。

【司会者】 ありがとうございます。では、6番の方。

【6番】 私も、今言い尽くされたと思いますけれども、いい経験をさせていただきました。この裁判員制度そのものも、今4番さんがおっしゃった、わいわいがやがややって、結局、一つの線を見出すということで、それは裁判員制度の一つの意義になるんじゃないかと思ひましてね。今まで専門家が決められた形で裁判をやっているということから、一つの新しい試みとして、また新しい風を入れるということで制度ができたんだろうと思いますので、是非指名された場合は積極的に参加すべきだと思います。

【司会者】 では、7番の方。

【7番】 皆さんと全く同意見で、本当に今までテレビとか映画でしか見たことない、しかもそれはドラマチックなもので、カッコいい世界ですよ。そんな世界しか見ていなかったのが、本当に検察と弁護士さんと、それから間に入った裁判官さんとのいろんな御苦労も垣間見えますし、御苦労も分かりましたので、非常にいい経験だなということなので、それはもう是非そういう機会に当たった方々は積極的に参加していただきたいなと思います。

ただ一つだけ、先ほどもおっしゃっていただいた日程の件で、選任される日は別の、前もってやっていただかないと、行ったときに、午前中に何となく呼び出しが来て集まった。そこで選ばれるかどうか分かんないですよ。下手したら午前中でさよならと。それがいきなり被告になったような気持ちですね、午後から。

何か私、被告席に座ったような感情になりますので、候補者に選任されたときにいろんな書類も送っていただいて、一応はぱらぱらとは見ているん

ですけれども、やっぱり心構えがもう少しできていなかったなと思いますので、そういう心構えを作る意味で、前倒しで一つきちっと、あなたは決まりました、いつからいつまでですというと、職場の方にも理解も得やすいと思いますので、是非そっちの方だけ御検討いただければと思います。

【司会者】 では、8番の方。

【8番】 もう今全部出ておりますけれども、ちょっと逆に教えてください。裁判員は年齢的に何歳以上とかってあるんですか。

【司会者】 選挙権ある二十歳からになりますけど、70になりますと辞退をすることができる。断ってもいいということです、年齢を理由に。ただ、断らなくてもいいので、実際お越しいただいています。

【8番】 なるほど。いや、何でかなということが常に、今、7番の方からもありましたけれども、結局その日の朝まで裁判員になるかどうか分からんので、午後になっていきなり法廷という面食らったことがあるんですけどね。

ただ、やはり皆いつどこで経験するかということがありますので、やはり貴重な制度だと思いますので、どんどんこれからも、良い意味での宣伝ということをもた継続してほしいと思います。以上です。

【4番】 最初に脅かされちゃうんですね。だって、出廷しろって、何か出廷命令みたいな。

【司会者】 お越しく下さいという。

【4番】 どきっとなるじゃないですか。

【8番】 そうそう、ちょっと関係者とその話をしましたときに、すみません、先ほど来話題に出ております被害者の方の写真ですね。遺体といいですか、損傷が大きいとか、裁判員になるということはどうしてもそういう写真も結局確認せざるを得ないということになりますので、生理的にどうしても自分はそういうことが駄目だと、そういう場合どうするのかねという話が

ちょっとありましたね。

結局、証明がなかなか難しいことだと思うんですけども、本人申告か、あるいはお医者さんの何かあるのかどうか私も分かりませんが。ですから、もし、例えば年配の女性の方とか、自分はどうしても駄目なんです、勘弁してくださいとか、そういうことであった場合に、いや、これはもう決まっていますから是非そういうことでは断れません、なっただかかないと困りますということになるとちょっとそこで、表現は悪いですけど、強権的なことは一方でどうなのかなと思いますので、そのところはちょっと御検討をお願いしたいと思います。

【司会者】　そうですね。そこは多分裁判体の方で判断してしまっていて、あとは、どこまでそういう証拠を見ないと判断できない事件なのか、事件が非常に厳しくて、争いも大きくて、それを見ないと分からない事件と、ある程度でいい事件もありますし、あとはそういう申出をされる候補者、あるいは実際裁判員の方もちょっとこれは勘弁してほしいと、その強さにもよってそれぞれの裁判体で判断することだと思いますけれども。

【3番】　あと、判決文なんですけど、裁判所の書き方なのかもしれませんが、丸がなしで、点でずっと追いますよね。これはやっぱりちょっと違和感がありました。

それで、私のときにも判決文にものすごくこだわったんです。そういったことは被告は言っていないよとか、そういったことで文章はかなり議論して、直すものは直してもらったりしたんですけども、要するに、最終的にはこれ被告人が見るわけですね。

【司会者】　そうなることが多いですかね。

【3番】　そのときに、自分の主張をちゃんと見ている、ある意味納得して引導を渡せるというような形になっているかどうかというところの視点で文章を追っていったんですけども、そういった意味では、被告人が

読んだとしても普通の文章でいいんじゃないのと。点でずっと追わなくて、途中で丸を入れてもという形はちょっと感じました。

【司会者】 なるほど。そういう判決になっているものもあると思いますけど、そうでないものがやや多いかなと。

あと、もう時間ないですが、検察官，弁護人，裁判官，何かありますか。

【1番】 ちょっと一言だけいいですか。

【司会者】 どうぞ。

【1番】 私が今一番関心があるのは埼玉の事件です。判決死刑で，本人が控訴していますよね。しかし，起訴事実そのものを否認しているわけですね。ああいう場合は，死刑か，無罪かみたいなものですね。私はやっぱりそういう大きなところにもう一回出て，裁判員の方，裁判官の方が，どうい方が何を根拠にどういう判断をするのか，是非そういう席に出てみたいと思います。非常に関心を持っています。それだけ。

【司会者】 じゃ，ちょっと時間も過ぎましたので，今日は暑い中お越しいただいて，2時間にわたり御議論をどうもありがとうございました。

いろいろな運用について御指摘もありましたし，お褒めいただいたこともあれば，御批判いただいたこともあります。それはそれぞれが受け止めてまいりたいと思います。

それから，今後の裁判員制度について，是非皆さんに参加してもらえようということなので，それぞれの法律家もアピールに努めていきたいと思いますが，皆様も是非お近くの方に選ばれた方がおられれば，ちょっと背中を押していただけると大変ありがたいなと思っております。

本日はつたない司会で失礼いたしました。どうもありがとうございました。

以 上